

2 児童・ひとり親家庭・寡婦・母子の保健福祉

I.	児童福祉.....	24
1.	相談.....	24
(1)	こども家庭センター.....	24
(2)	長崎こども・女性・障害者支援センター.....	24
2.	手当・給付.....	25
(1)	児童手当.....	25
(2)	未熟児養育医療給付制度.....	25
(3)	子ども福祉医療費支給制度.....	26
3.	教育・保育.....	28
(1)	幼児教育・保育の無償化.....	28
(2)	幼稚園.....	29
(3)	保育所（園）.....	29
(4)	認定こども園.....	30
(5)	一時預かり（一時保育）.....	31
(6)	障害児保育.....	32
(7)	休日保育.....	32
(8)	ホリデイ保育.....	32
(9)	延長保育.....	32
(10)	病児保育.....	34
(11)	認可外保育施設.....	34
(12)	企業主導型保育施設.....	34
4.	子育て支援.....	35
(1)	地域子育て支援センター.....	35
(2)	児童福祉施設入所事業.....	35
5.	児童健全育成事業.....	36
(1)	学童クラブ.....	36
(2)	児童館.....	37
6.	すくすく広場.....	38
7.	こどもの城.....	40
8.	予防接種.....	41
(1)	定期予防接種.....	41
(2)	任意予防接種.....	42
II.	家庭福祉.....	43
1.	相談.....	43
(1)	母子・父子自立支援員.....	43
(2)	長崎こども・女性・障害者支援センター.....	43

2. 手当・給付	44
(1) 児童扶養手当	44
(2) ひとり親家庭自立支援給付金事業	44
(3) ひとり親家庭等福祉医療費支給制度	45
(4) 寡婦等福祉医療費支給制度	46
3. 家庭生活援助	47
(1) 母子・父子寡婦福祉資金貸付	47
(2) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	47
(3) 子育て世帯訪問支援事業	47
(4) ひとり親家庭等日常生活支援事業	47
(5) ひとり親家庭学習支援事業	48
III. 母子保健	49
(1) 母子相談窓口（子育て世代包括支援事業）	49
(2) 出産子育て応援事業	49
(3) 母子健康手帳交付	49
(4) パパママクラス・プレママクラス	49
(5) 妊婦健康診査	50
(6) 妊産婦・乳幼児訪問指導	50
(7) 産婦健康診査	50
(8) 産後ケア事業	51
(9) 母子保健推進員活動	51
(10) ベビークラス	51
(11) 離乳食教室	51
(12) 乳児健康診査	51
(13) 幼児健康診査	52
(14) 歯科健康診査	52
(15) 新生児聴覚検査	52
(16) 子育ての専門的な支援	53
(17) すくすくおやこ手帳アプリ	53
IV. 子育て情報発信	54
(1) いさはや子育てネット	54
V. 関係機関・団体	55
(1) 長崎こども・女性・障害者支援センター	55
(2) 児童家庭福祉団体	55
(3) 母子寡婦福祉団体	55
VI. 認可保育所（園）・認定こども園・幼稚園一覧	56

児童・ひとり親家庭・寡婦・母子の保健福祉

I. 児童福祉

乳 幼 児	小 中 学 生
1.相談(こども家庭センターなど)…P.24	
2.手当・給付…P.25 (1)児童手当 (2)未熟児養育医療給付制度 (3)子ども福祉医療費支給制度	
3.教育・保育…P.28 (1)幼児教育・保育の無償化 (2)幼稚園 (3)保育所(園) (4)認定こども園 (5)一時預かり(一時保育) (6)障害児保育 (7)休日保育 (8)ホリデイ保育 (9)延長保育 (10)病児保育 (11)認可外保育施設 (12)企業主導型保育施設	5.児童健全育成事業…P. 36 (1)学童クラブ (2)児童館(就学前～18歳未満まで)
4.子育て支援…P. 35 (1)地域子育て支援センター (2)児童福祉施設入所事業	
6.すくすく広場…P. 38	
7.こどもの城…P. 41	
8.予防接種(定期・任意)…P. 41	

II. 家庭福祉

ひ と り 親 家 庭
1.相談(母子・父子自立支援員など)…P. 43
2.手当・給付…P. 44 (1)児童扶養手当 (2)ひとり親家庭自立支援給付金事業 (3)ひとり親家庭等福祉医療費支給制度 (4)寡婦等福祉医療費支給制度
3.家庭生活援助…P. 47 (1)母子・父子寡婦福祉資金貸付 (2)子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ) (3)子育て世帯訪問支援事業 (4)ひとり親家庭等日常生活支援事業 (5)ひとり親家庭学習支援事業

III. 母子保健

(1)母子相談窓口(子育て世代包括支援事業) (2)出産子育て応援事業 (3)母子健康手帳交付 (4)パパママ学級・プレママ学級 (5)妊婦健康診査 (6)妊産婦・乳幼児訪問指導 (7)産婦健康診査 (8)産後ケア事業 (9)母子保健推進員活動 (10)ベビークラス (11)離乳食教室 (12)乳児健康診査 (13)幼児健康診査 (14)歯科健康診査 (15)新生児聴覚検査 (16) 子育ての専門的な支援 (17)すくすく親子手帳アプリ
--

IV. 子育て情報発信

いさはや子育てネット…P. 54

I. 児童福祉

1. 相談

(1) こども家庭センター

【問合せ先】子育て支援課 TEL22-1500

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関

①家庭相談専門員・こども家庭支援員

家庭相談専門員及びこども家庭支援員を配置して、長崎こども・女性・障害者支援センターなどの専門機関と連携し、家庭における児童の養育について専門的な相談に応じます。

②要保護児童対策（児童虐待、ヤングケアラーなど）

長崎こども・女性・障害者支援センター、警察、保健所、学校、主任児童委員その他関連機関及び団体からなる要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関による連携と情報の共有化を図り、要保護児童等※の早期発見と迅速な支援を行います。

また、臨床心理士による「子育て相談」を開催します。

※要保護児童等とは、虐待を受けている児童、非行児童、保護者のない児童又は保護者に監護させることが、不相当であると認められる児童及びその保護者、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

(2) 長崎こども・女性・障害者支援センター

児童虐待、心身の発達の遅れ、非行、不登校などの18歳未満の子どもに関する相談を受け付け、その児童に適した支援・指導を行っています。

名 称	所在地	電話番号	F A X
長崎こども・女性・障害者支援センター	長崎市橋口町10番22号	095-844-6166	095-844-1849

2. 手当・給付

(1) 児童手当

【問合せ先】子育て支援課 Tel22-1500

高校生年代までの児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)を養育している方(保護者など)に支給します。支給額と支給月及び支給方法は次のとおりです。

- | | | |
|--------|---------------------|---------------------------|
| ① 手当月額 | ア)3歳未満 | 15,000円(第3子以降は月額:30,000円) |
| | イ)3歳以上高校生年代まで | 10,000円(第3子以降は月額:30,000円) |
| ② 支給月 | 4月、6月、8月、10月、12月、2月 | |
| ③ 支給方法 | 金融機関への口座振込 | |

(2) 未熟児養育医療給付制度

【問合せ先】子育て支援課 Tel22-1500

身体の発育が未熟なままで生まれた乳児を対象に、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた場合、その養育に必要な医療を給付します。

- | | |
|------------|--|
| ①対象者 | 1歳未満の未熟児で、次のいずれかに該当し、指定養育医療機関の医師が入院養育を必要と認めた乳児
ア) 出生時体重が2,000g以下
イ) 生活力が特に薄弱であって特定の症状を示すもの |
| ②手続きに必要なもの | 養育医療意見書、委任状、乳児の医療保険の資格が確認できるもの(手続き中の場合は加入予定の保護者の医療保険の資格が確認できるもの)、市町村民税額等確認書類(世帯調書に記載されている扶養義務者全員分が必要)、世帯員全員の個人番号がわかるもの(個人番号カード、通知カード等)、保護者の本人確認書類(運転免許証等) |
| ③支給の内容 | 指定養育医療機関で行う入院加療のうち、保険診療となる診察、薬剤又は治療材料、医学的処置、手術などが対象となります。(生活保護要保護者等を除く。) |
| ④自己負担額 | 保険診療分については、保護者が医療機関に医療費を支払う必要はありませんが、世帯の市町村民税額等に応じた自己負担金が生じます。なお、この自己負担金は、乳幼児福祉医療費の助成対象となりますので、委任状の提出により乳幼児福祉医療費助成制度の自己負担額(自己負担額:1か月1医療機関ごとに、1日あたり800円、月上限1,600円)までの支払いとすることができます。 |

(3) 子ども福祉医療費支給制度

【問合せ先】子育て支援課 Tel.22-1500

子どもを対象に、かかった医療費（保険診療分）の一部を支給します。支給を受けるためには、資格の認定申請が必要です。

■ 乳幼児

- ①対象者 小学校就学前の乳幼児
- ②手続きに必要なもの 子どもの医療保険の資格が確認できるもの、保護者名義の預金通帳
- ③支給の内容
 - ア) 現物給付…県内の医療機関(一部を除く)での受診の際、公費負担者番号の記載された福祉医療費受給者証を提示することで、医療機関でのお支払いが福祉医療費の自己負担額までになります。
 - イ) 償還払 …医療費（保険診療分）を医療機関に支払った後、福祉医療費支給申請書に、1か月分の医療費の証明（1か月、1医療機関ごと）を記入してもらい（もしくは、領収書の原本を添付）、子育て支援課へ提出してください。支払った医療費から診療日数に応じて自己負担額を差し引き、差額分を支給（口座振込）します。
- ④留意事項
 - ア) 院外処方箋の薬局分は自己負担額の差し引きがありません。
 - イ) 支給申請書の提出は診療月の翌月以降からです。（各支所・出張所又は郵送でも可。）
 - ウ) 支給日は、毎月月末（休日の場合は前日）です。
 - ※受給者証をお持ちの方が、現物給付の対象医療機関において、何らかの事情により窓口で料金を支払い、後日、償還払による申請をされる場合は、支給までに3か月程度かかることがあります。
- ⑤自己負担額 1か月1医療機関ごとに、1日あたり800円、月額上限1,600円となります。

■ 小・中学生

- ①対象者 小学校入学から中学校卒業までの子ども
- ②手続きに必要なもの 子どもの医療保険の資格が確認できるもの、保護者名義の預金通帳
- ③支給の内容
 - ア) 現物給付…諫早市・長崎市・長与町・時津町・西海市・島原市・雲仙市・南島原市・大村市・東彼杵町・川棚町・波佐見町の医療機関（一部除く。接骨院や鍼灸院（柔整）は対象外。）での受診の際、公費負担者番号が記載された福祉医療費受給者証を提示することで、医療機関でのお支払いが福祉医療費の自己負担額までになります。
 - イ) 償還払 …医療費（保険診療分）を医療機関に支払った後、福祉医療費支給申請書に、1か月分の医療費の証明（1か月、1医療機関ごと）を記入してもらい（もしくは、領収書の原本を添付）、子育て支援課へ提出してください。支払った医療費から診療日数に応じて自己負担額を差し引き、差額分を支給（口座振込）します。
- ④留意事項
 - ア) 院外処方箋の薬局分は自己負担額の差し引きがありません。
 - イ) 支給申請書の提出は診療月の翌月以降からです。（各支所・出張所又は郵送でも可。）
 - ウ) 支給日は、毎月月末（休日の場合は前日）です。
 - ※受給者証をお持ちの方が、現物給付の対象医療機関において、何らかの事情により窓口で料金を支払い、後日、償還払による申請をされる場合は、支給までに3か月程度かかることがあります。
- ⑤自己負担額 1か月1医療機関ごとに、1日あたり800円、月額上限1,600円となります。

■ 高校生世代

- ①対象者 中学校卒業から満 18 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日までの間にあるもの及び高等学校に在学する満 20 歳未満のもの
- ②手続きに必要なもの 対象者の医療保険の資格が確認できるもの・保護者名義の預金通帳・在学証明書又は学生証の写し（18 歳の 4 月 1 日から 20 歳未満の高校生に限る）
- ③支給の内容 償還払…医療費（保険診療分）を医療機関に支払った後、福祉医療費支給申請書に、1 か月分の医療費の証明（1 か月、1 医療機関ごと）を記入してもらい（もしくは、領収書の原本を添付）、子育て支援課へ提出してください。支払った医療費から診療日数に応じて自己負担額を差し引き、差額分を支給（口座振込）します。
- ④留意事項
 - ア) 院外処方箋の薬局分は自己負担額の差し引きがありません。
 - イ) 支給申請書の提出は診療月の翌月以降からです。（各支所・出張所又は郵送でも可。）
 - ウ) 支給日は、毎月月末（休日の場合は前日）です。
- ⑤自己負担額 1 か月 1 医療機関ごとに、1 日あたり 800 円、月額上限 1,600 円となります。

3. 教育・保育

(1) 幼児教育・保育の無償化

【問合せ先】こども政策課 Tel.22-1500

幼稚園や保育所、認定こども園の3歳から5歳まで等の保育料や預かり保育の利用料などが無償になっています。

なお、教材費や通園費、給食費などの費用については、無償化の対象外となります。

ただし、給食費のうち副食費（おかず、おやつなど）の費用については、収入に応じて免除される世帯があります。

■ 幼稚園、保育所、認定こども園

対象年齢 ア) 0歳から2歳までの子どもで住民税非課税世帯及び、同時在園の第2子以降（市独自事業）を対象

イ) 3歳から5歳までの子ども（満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間を対象）

※ 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化となりますが、通園送迎費、食材料費、行動費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

■ 幼稚園、認定こども園の預かり保育

対象年齢 ア) 満3歳児（3歳になってから最初の3月31日までの子ども）で住民税非課税世帯を対象

イ) 3歳から5歳までの子ども

※ 無償化の対象となるためには、就労などの保育の必要性の認定を受ける必要があります。

※ 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

■ 認可外保育施設等

① 対象年齢 ア) 0歳から2歳まで 月額42,000円を上限に無償化（住民税非課税世帯を対象）

イ) 3歳から5歳まで 月額37,000円を上限に無償化

② 対象施設・事業 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業

※ 無償化の対象となるためには、就労などの保育の必要性の認定を受ける必要があります。

(2) 幼稚園

【問合せ先】こども政策課 TEL22-1500

満3歳から小学校就学前の幼児に対し、健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした教育施設です。

	施設名	所在地	電話
1	諫早幼稚園（市）	野中町 508-7	22-2248
2	諫早純心幼稚園（学）	天満町 32-19	22-0639
3	英明幼稚園 諫早（学）	白岩町 3-2	26-3952

※（市）は諫早市、（学）は学校法人が運営しています。

※各施設に関する情報を「いさはや子育てネット（P54参照）」でご覧になれます。

(3) 保育所（園）

【問合せ先】こども政策課 TEL22-1500

保護者が仕事などにより、長期にわたり児童の保育が必要な場合、認可保育所（園）でお預かりいたします。保護者が下記のような状況で就学前（0歳～5歳）児童の保育が必要な場合、市内の保育施設で保護者に代わり保育を行います。

- ①要件
- ア) 通常居宅内に、保護者などが不在（仕事等）のため、保育が必要である。
 - イ) 通常居宅内で、保護者などが家事以外の仕事のため、保育が必要である。
 - ウ) 母親が出産予定（出産(予定)日の前2か月と産後8週目の翌日が属する日の末日まで）
 - エ) 保護者の入院又は同居親族の介護などの理由で、児童の保育が必要である。
 - オ) 保護者の災害復旧活動などで、児童の保育が必要である。
 - カ) その他、上記に類する状態にある場合。
- ※①要件カ)の場合には民生委員の事実証明が必要になることがあります。
- ②施設
- 市内には現在、公立2施設、私立30施設の合計32施設が認可されています。保育時間はおおむね朝7時30分頃から夕方6時30分頃までですが、それ以降も時間を延長して保育する施設もあります。
- ③保育料
- 保護者の市民税課税状況に応じて定められた保育料を負担していただきますが、生活保護世帯や市民税が非課税の母子世帯等は無料です。どの認可保育所に入所しても保護者が負担する保育料は同じです。
- なお、所得割課税額が57,700円（母子世帯等は77,101円）未満の世帯の保育料については、兄弟児の年齢を問わず第2子以降は無料となります。
- また、所得割課税額が57,700円（母子世帯等は77,101円）以上の世帯において、児童2人が同時入所（幼稚園及び認定こども園等を含む）している場合、第2子以降の保育料は無料となります。

	実施保育所（園）	定員	所在地	電話
1	ともしび保育園（福）	90	新道町 83-8	23-8535
2	諫早中央保育所（市）	120	野中町 508-7	22-1096
3	すまいる保育園（特）	50	西小路町 999-67	21-7771
4	ふくた保育園（福）	120	福田町 372-1	23-0121
5	なかよし村保育園（福）	110	福田町 432-1	22-5311
6	真生保育園（福）	90	城見町 28-13	22-6116
7	みたち保育園（福）	90	栄田町 1098	26-3800
8	こころ保育園（特）	48	栄田町 42-56	56-9877
9	小栗保育園（福）	150	小川町 461-1	22-2595
10	くるみ保育園（特）	30	川床町 1166	21-0767
11	もはら保育園（福）	90	赤崎町 212-1	22-2911
12	小野保育園（福）	60	小野町 676-2	23-0120
13	ほなみ保育園（福）	70	小野島町 2057-1	23-3765

	実施保育所（園）	定員	所在地	電話
14	有喜保育園（福）	30	有喜町 418-2	28-2052
15	のぞみ保育園（福）	60	中通町 35-8	28-2204
16	くやまえん（特）	40	久山町 1699	26-5578
	（分園）くやま SUN 保育園	30	久山町 1555	51-7067
17	つばみ保育園（特）	40	小船越町 930-210	56-8626
18	星の子保育園（福）	140	山川町 24-3	26-9448
19	太陽保育所（市）	120	堂崎町 6	26-2223
20	すこやか保育園（特）	40	真崎町 734-1	51-4151
21	もとの保育園（福）	40	本野町 91-2	25-9310
22	明教保育園（福）	40	上大渡野町 33-2	25-3434
23	長田くみあい保育所（福）	40	白浜町 172	23-9404
24	遊びの家共同保育園（福）	40	多良見町西川内 1245-1	43-6085
25	ルンビニーサンガ保育園（福）	40	多良見町化屋 1824	46-3560
26	シーサイド保育園（福）	60	多良見町シーサイド 148-10	43-3620
27	わくわく保育園（福）	60	多良見町木床 1570	43-7222
28	和同保育園（福）	25	高来町法川 16	32-3721
29	春日園保育所（宗）	50	高来町東平原 195	32-3210
30	深海保育園（福）	45	高来町船津 418-1	32-2132
31	遠竹保育園（福）	20	小長井町遠竹 586-2	34-2143
32	井崎保育園（福）	20	小長井町井崎 588	34-2215

※（市）は諫早市、（福）は社会福祉法人、（宗）は宗教法人、（特）は特定非営利活動法人が運営しています。

※各施設に関する情報を「いさはや子育てネット（P54参照）」でご覧になれます。

（4）認定こども園

【問合せ先】こども政策課 Tel.22-1500

就学前の子どもに対して、幼児教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援（子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供など）を行います。

- ①要件 ｱ) 幼児教育を希望する場合は1号認定を受ける必要があります。
 ｲ) 保育を希望する場合は、2号または3号認定を受ける必要があります。
 （2号及び3号認定の要件は「(3)保育所（園）」の①要件と同じです。）
- ②施設 市内には現在、私立30施設が認可されています。保育時間は朝7時30分頃から夕方6時30分頃までですが、各施設で設定時間は異なります。
- ③保育料 保護者の市民税課税状況に応じて市が定めた保育料を直接施設に支払います。諫早市の保育料は、国が示す徴収基準額から市が一部を負担することにより、保護者の保育料の負担軽減と進展する少子化への対応に積極的に取り組んでいます。

＜幼保連携型＞

	実施認定こども園	定員	所在地	電話
1	菜の花こども園（福）	95	仲沖町 543-2	22-5784
2	認定こども園サンタの家（福）	145	幸町 59-1	22-7511
3	キッズスクール認定こども園（福）	90	宇都町 18-29	21-3122
4	みやまの森こども園（学）	85	城見町 31-21	22-0675
5	桜が丘こども園（福）	135	貝津町 877-1	26-2076
6	虹色こども園（福）	70	貝津ヶ丘 489-14	47-6767
7	にしぎきこども園（福）	100	小豆崎町 319-3	23-5052
8	ながたこども園（福）	80	長田町 2434	23-9220

	実施認定こども園	定員	所在地	電話
9	ききつるんびニーこども園（福）	105	多良見町化屋 1810	46-3560
10	るんびニーこども園（福）	55	多良見町舟津 1411-1	44-1403
11	もりやまこども園（福）	95	森山町慶師野 1884-2	35-2760
12	ふたばこども園（福）	45	小長井町小川原浦 562-1	34-3089

※（福）は社会福祉法人、（学）は学校法人が運営しています。

<保育所型>

	実施認定こども園	定員	所在地	電話
1	認定こども園とんぼ保育園（福）	75	栄町 1-1	56-8585
2	かみいさはやこども園（福）	69	本明町 212-1	26-5015
	（分園）まほろこども園	35	西栄田町 756-4	47-5902
3	認定こども園いちご保育園（福）	130	栗面町 315	22-5840
4	あおぞらこども園（福）	70	若葉町 416-2	26-1007
5	認定こども園いちご西保育園（福）	70	真崎町 550-1	25-0001
6	認定こども園みどり保育園（特）	50	多良見町野副 73	43-1512
7	認定こども園中里保育園（福）	70	多良見町中里 47-9	43-2938
8	認定こども園珠光保育園（福）	100	飯盛町平古場 130-6	27-8001
9	じょうこう認定こども園（福）	60	飯盛町里 1893-3	49-1059
10	金華こども園（福）	65	高来町峰 144-3	32-2182
11	ひかり認定こども園（福）	60	高来町金崎 759	32-2050
12	清和こども園（福）	50	小長井町打越 1-3	34-2109

※（福）は社会福祉法人、（特）は特定非営利活動法人が運営しています。

<幼稚園型>

	実施認定こども園	定員	所在地	電話
1	認定こども園鎮西学院幼稚園（学）	102	西栄田町 1212-1	25-1231
2	認定こども園小栗幼稚園（学）	35	小川町 443	23-5182
3	認定こども園西諫早幼稚園（学）	245	久山町 1110	26-2760
4	認定こども園ふじ幼稚園（学）	70	飯盛町中山 611	48-0104
5	認定こども園ばらの幼稚園（学）	138	山川町 24	26-0225
6	認定こども園山美幼稚園（学）	60	多良見町市布 2320-76	43-0354

※（学）は学校法人が運営しています。

※各施設に関する情報を「いさはや子育てネット（P54参照）」でご覧になれます。

(5) 一時預かり（一時保育）

【問合せ先】各園まで

保護者の就労形態等により家庭における育児が断続的に困難となったり、保護者の傷病や入院、私的理由により一時的に保育が必要となる児童の保育を行います。

- ①対象年齢 おおむね1歳から小学校就学前まで。
- ②利用期間 1日単位で、週3日以内、月12日以内が限度です。
- ③利用料 ※ 実施施設によって異なりますので各園にお問い合わせください。（別途保険加入料が最初に必要です。）

実施施設		
1 菜の花こども園（福）	2 ほなみ保育園（福）	3 るんびニーこども園（福）
4 認定こども園サンタの家（福）	5 のぞみ保育園（福）	6 認定こども園みどり保育園（特）
7 くやまえん（特）	8 もりやまこども園（福）	9 諫早中央保育所（市）

実施施設		
10 認定こども園珠光保育園（福）	11 すまいる保育園（特）	12 桜が丘こども園（福）
13 くやま SUN 保育園（特）	14 キッズスクール認定こども園(福)	15 あおぞらこども園（福）
16 虹色こども園（福）	17 和同保育園（福）	18 なかよし村保育園（福）
19 つばみ保育園（特）	20 春日園保育所（宗）	21 真生保育園（福）
22 ひかり認定こども園（福）	23 みたち保育園（福）	24 金華こども園（福）
25 こころ保育園（特）	26 もとの保育園（福）	27 深海保育園（福）
28 かみいさはやこども園（福）	29 明教保育園（福）	30 遠竹保育園（福）
31 認定こども園いちご保育園（福）	32 にしざきこども園（福）	33 井崎保育園（福）
34 くるみ保育園（特）	35 ながたこども園（福）	36 まほろこども園（福）
37 ふたばこども園（福）	38 もはら保育園（福）	39 清和こども園（福）
40 ききつるんビニーこども園（福）	41 認定こども園ばらの幼稚園（学）	

(6) 障害児保育

【問合せ先】こども政策課 Tel22-1500

日々、保育に欠ける状態であり、心身に軽・中度の障害のある児童で、健常児とともに集団保育を行うことが十分可能な場合に保育を行います。

(7) 休日保育

【問合せ先】各園まで

通常、保育所等が休みとなる休日等に保育を行います。

- | | |
|-------|--------------------------|
| ①実施施設 | にしざきこども園、ながたこども園 |
| ②定 員 | にしざきこども園：10名、ながたこども園：10名 |

(8) ホリデイ保育

【問合せ先】各園まで

通常、保育所等が休みとなる年末に保育を行います。

- | | |
|-------|--------------------|
| ①実施期日 | 12月29日、30日(日曜日を除く) |
|-------|--------------------|

(9) 延長保育

【問合せ先】各園まで

保護者の就労状況により、通常の開所時間を延長して保育を行います。

延長保育実施施設		延長時間	電話番号
1	菜の花こども園（福）	午後7時15分まで	22-5784
2	認定こども園サンタの家（福）	午後7時まで	22-7511
3	ともしび保育園（福）	午後7時まで	23-8535
4	認定こども園とんぼ保育園（福）	午前7時から午前11時まで	56-8585
5	すまいる保育園（特）	午後7時30分まで	21-7771
6	キッズスクール認定こども園（福）	午後8時00分まで	21-3122
7	ふくた保育園（福）	午後7時まで	23-0121
8	なかよし村保育園（福）	午後7時まで	22-5311
9	真生保育園（福）	午後7時まで	22-6116
10	みやまの森こども園（学）	午後6時45分まで	22-0675
11	みたち保育園（福）	午後7時まで	26-3800
12	こころ保育園（特）	午後7時15分まで	56-9877
13	かみいさはやこども園（福）	午後7時30分まで	26-5015
14	まほろこども園（福）	午前7時から午前7時30分まで、午後7時まで	47-5902

	延長保育実施施設	延長時間	電話番号
15	認定こども園いちご保育園（福）	午後 7 時 20 分まで	22-5840
16	小栗保育園（福）	午後 6 時 30 分まで	22-2595
17	くるみ保育園（特）	午後 7 時まで	21-0767
18	もはら保育園（福）	午後 7 時まで	22-2911
19	小野保育園（福）	午後 7 時まで	23-0120
20	ほなみ保育園（福）	午後 7 時 30 分まで	23-3765
21	有喜保育園（福）	午前 7 時から午前 7 時 30 分まで	28-2052
22	のぞみ保育園（福）	午後 6 時 30 分まで	28-2204
23	くやまえん（特）	午後 6 時 30 分まで	26-5578
24	くやま S U N 保育園（特）	午後 6 時 30 分まで	51-7067
25	認定こども園西諫早幼稚園（学）	午後 7 時まで	26-2760
26	桜が丘こども園（福）	午後 7 時 10 分まで	26-2076
27	あおぞらこども園（福）	午後 7 時まで	26-1007
28	虹色こども園（福）	午後 7 時まで	47-6767
29	つばみ保育園（特）	午後 7 時まで	56-8626
30	星の子保育園（福）	午後 7 時まで	26-9448
31	太陽保育所（市）	午後 7 時 15 分まで	26-2223
32	すこやか保育園（特）	午後 7 時まで	51-4151
33	認定こども園いちご西保育園（福）	午後 7 時 20 分まで	25-0001
34	もとの保育園（福）	午後 7 時まで	25-9310
35	にしざきこども園（福）	午後 7 時 15 分まで	23-5052
36	ながたこども園（福）	午後 7 時 15 分まで	23-9220
37	長田くみあい保育所（福）	午後 6 時 30 分まで	23-9404
38	遊びの家共同保育園（福）	午後 7 時まで	43-6085
39	ルンビニーサンガ保育園（福）	午後 7 時 15 分まで	46-3560
40	シーサイド保育園（福）	午後 6 時 30 分まで	43-3620
41	わくわく保育園（福）	午後 6 時 30 分まで	43-7222
42	ルンビニーこども園（福）	午後 7 時 15 分まで	44-1403
43	認定こども園みどり保育園（特）	午後 7 時まで	43-1512
44	認定こども園中里保育園（福）	午後 7 時まで	43-2938
45	ききつルンビニーこども園（福）	午後 7 時 15 分まで	46-3560
46	もりやまこども園（福）	午後 7 時まで	35-2760
47	認定こども園珠光保育園（福）	午後 7 時まで	27-8001
48	認定こども園ふじ幼稚園（学）	午後 7 時まで	48-0104
49	じょうこう認定こども園（福）	午後 7 時まで	49-1059
50	和同保育園（福）	午後 7 時まで	32-3721
51	春日園保育所（宗）	午後 7 時まで	32-3210
52	ひかり認定こども園（福）	午後 7 時まで	32-2050
53	金華こども園（福）	午後 7 時まで	32-2182
54	深海保育園（福）	午後 7 時まで	32-2132
55	遠竹保育園（福）	午後 7 時まで	34-2143
56	井崎保育園（福）	午後 7 時まで	34-2215
57	ふたばこども園（福）	午後 7 時まで	34-3089
58	清和こども園（福）	午後 7 時まで	34-2109
59	認定こども園鎮西学院幼稚園（学）	午後 7 時まで	25-1231

(10) 病児保育

【問合せ先】こども政策課 TEL22-1500
各施設

子どもが病気にかかった時、仕事の都合でどうしても看病できない場合や、傷病、出産、冠婚葬祭などの理由でやむを得ず家庭で保育することが困難な場合に一時的に子どもを預かり、保護者に代わって育児のお手伝いをします。

- ①対象児童 本市に住所を有し、保護者が労働等により家庭での保育が困難な児童
(おおむね生後4か月から小学生)
- ②利用料金 ㊦生活保護、市民税非課税世帯 無料
(1日分) ㊧上記以外の世帯 2,500円
※昼食、おやつ代込みの料金です。
- ③持参品 マイナ保険証、福祉医療費受給者証、おくすり手帳、母子手帳、現在服用中のくすり、着替え(2〜3組)、おむつ、バスタオル、フェイスタオル、ハンドタオル、哺乳ビン、エプロン、着た服を入れる袋、おもちゃ等
- ④登 録 施設を利用するには、利用登録が必要となります。詳しくはこども政策課、又は実
申込方法 施施設へ直接お尋ねください。(※施設が利用を休止している場合がございますので、
利用の際は事前にご確認ください)

施 設 名		所 在 地	電話番号	利用 定数	利用時間	利用 日数
1	ぞうさんルーム	城見町 22-11 (医療法人前田小児科)	22-8166 (22-8180)	8人	平 日 8:00~18:20	1回の 申込で
2	びっきーハウス	多良見町ソサィテ 20-135 (医療法人みどり会 ますだ小児科内科医院)	43-7800	6人	平 日 8:00~18:00 土曜日 8:00~12:30 ※木曜日は休み	7日間 連続利 用可能

(11) 認可外保育施設

認可外保育施設とは、保育所と同様の業務を目的とする施設であって、都道府県知事から認可を受けていないもので、児童福祉法による県知事への設置届がなされている施設です。

※各施設に関する情報を「いさはや子育てネット(P54参照)」でご覧になれます。

(12) 企業主導型保育施設

企業主導型保育施設とは、認可外保育施設のうち、事業所内の施設等において事業所の従業員の子どものほか、地域の子ども(任意)の保育を行う施設であって、内閣府から運営費の助成を受けているもので、児童福祉法による県知事への設置届がなされている施設です。

※各施設に関する情報を「いさはや子育てネット(P54参照)」でご覧になれます。

4. 子育て支援

(1) 地域子育て支援センター

家庭で子育てしている方が気軽に利用できるよう、保育所等のスペースを開放し、専任の保育士等が育児相談や様々な催しなどを通じて親子のふれあいや交流を深めるお手伝いをします。また、妊娠中の方も子育て支援センターを利用していただき、育児体験を通じて、子育てに関する不安を解消できるよう努めています。

	名 称	所在地	電話番号	開 設 日 開設時間
1	すくすく広場	栄町 1-1 (アエルウエスト)	46-5696	水～月 10時～15時30分
2	くるみの家	小野島町 2057-1 (ほなみ保育園)	23-3765	月～金 10時～15時30分
3	子育て支援センターほしのこ	山川町 24-3 (星の子保育園)	26-9448	月～金 10時～15時
4	支援センター いちご	栗面町 315 (いちご保育園)	22-5925	月～金 10時～15時
5	ほっとルーム	高来町下与 632-58	32-2182 (金華こども園)	月～金 10時～15時
6	親子のひろば「アイアイ」	多良見町化屋 759-7	43-7222 (わくわく保育園)	月～金 10時～15時
7	子育て支援センター ぱれっと	久山町 1690-1 (くやまえん)	51-7073	月～金 10時～15時

※各施設に関する情報を「いさはや子育てネット（P54参照）」でご覧になれます。

(2) 児童福祉施設入所事業

【問合せ先】子育て支援課 TEL22-1500

■ 母子生活支援施設入所

保護を必要とする母とその子を一緒に入所させて、必要な生活指導を行い自立の支援を行います。

■ 助産施設入所

経済的理由で入院助産を受けることができない妊産婦に対し助産施設で助産を行います。

5. 児童健全育成事業

(1) 学童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了した放課後及び長期休業期間等の学校休業日に、適切な遊び・生活の場を与え、児童の健全育成活動を行います。

	施設名	所在地	電話番号
1	学童保育諫小学童クラブ 1 組	幸町 59-1	24-0444
2	学童保育諫小学童クラブ 2 組	幸町 64-15	24-0444
3	仲冲学童クラブ	仲冲町 15-34	080-1763-9310
4	学童保育北小クラブ	城見町 29-12	24-3328
5	学童保育北小キッズ	金谷町 14-2	24-3328
6	なかよし村学童 1 組	福田町 6-40	22-6253
7	なかよし村学童 2 組	福田町 6-40	22-6253
8	学童保育わんぱくキッズ	城見町 833-4	46-6070
9	みやまの森学童クラブ	城見町 31-21	22-0675
10	学童保育こどものくに小野	宗方町 347-1	21-9510
11	学童保育うきうきクラブ	中通町 35-8	28-0124
12	真津山学童クラブ	貝津町 2666	25-5671
13	真津山学童フレンズ	貝津町 2666	25-5671
14	学童さくらクラブ	貝津町 878	26-2076
15	学童保育きづなクラブ	貝津町 671-8	25-0600
16	学童保育ふたば	貝津町 453-21	42-5076
17	学童保育きづなクラブ 2	貝津町 671-20	25-0600
18	学童保育Nキッズ	久山町 1110	47-8889
19	学童保育くやま kids	久山町 1699	42-4816
20	まごころ学童☆長田	西里町 790-12	23-2525
21	みのり学童クラブ	西里町 803	23-9185
22	小栗学童クラブさくらんぼ	小川町 398-1	21-4411
23	小栗学童クラブくりの実	小川町 398-1	21-4411
24	スポキッズ学童クラブ堂崎校	堂崎町 10-39	47-8720
25	学童保育いちご	栗面町 311-2	21-6780
26	学童保育やまのたね	西栄田町 754-10	25-7212
27	学童保育にじのたね	栄田町 41-20	26-7778
28	学童保育そらのたね	栄田町 39-50	51-7588
29	学童保育かぜのこ	栄田町 46-79	25-7339
30	学童保育まほろば	西栄田町 756-4	47-5902

	施 設 名	所 在 地	電話番号
31	第一キッズスクール学童クラブ	原口町 818-3	47-8216
32	第二キッズスクール学童クラブ	西小路町 1007	56-8625
33	第三キッズスクール学童クラブ	原口町 669-1	47-9444
34	学童保育西諫早クラブ宙組	馬渡町 3	25-1439
35	学童保育西諫早クラブ花組	馬渡町 3	25-1439
36	学童保育真城真城っ子ハウス	真崎町 1037-3	26-4965
37	学童保育真城元気っ子ハウス	真崎町 1037-3	26-7750
38	学童保育真城キッズハウス	真崎町 1037-3	26-4965
39	遊びの家共同保育園	多良見町西川内 1873	43-6085
40	中里児童クラブ 1 組	多良見町中里 50-2	43-6940
41	中里児童クラブ 2 組	多良見町中里 50-2	51-4023
42	喜小児童クラブ 1 組	多良見町中里 42-8	47-5153
43	学童保育つぼみっ子	多良見町中里 40-28	51-6279
44	ルンビニー喜小クラブ	多良見町化屋 1821-5	090-2241-1824
45	学童保育シーサイドクラブ	多良見町シーサイド 1-286	43-4635
46	ルンビニー東小クラブ	多良見町シーサイド 1-135	090-2220-1135
47	児童クラブルンビニー	多良見町舟津 1383-2	44-1403
48	森山西小学童クラブ	森山町下井牟田 473-1	35-2600
49	森山東小学童クラブ	森山町唐比北 778-1	36-7101
50	学童保育「かたらんね」	飯盛町開 1929-3	48-1190
51	学童保育ふじっ子クラブ	飯盛町中山 627	48-0104
52	湯江小学童クラブ	高来町東平原 147	32-5500
53	高西学童クラブ	高来町下与 294-1	32-3223
54	学童保育ポケットクラブ	小長井町小川原浦 227	34-2716

※ 上記の施設を利用する母子世帯、父子世帯、両親ともいない世帯及び兄弟で通所している世帯で、定められた手当等の該当世帯については、施設を通じて利用料を減免します。

- ・ひとり親世帯などの減免限度額 1 人あたり 月額 5,000 円（限度額）
 - ・兄弟姉妹で通所の減免限度額 2 人目以降 1 人月額 2,500 円（限度額）
- ※ただし、3 人目以降が未就学児で一定の要件を満たす場合

(2) 児童館

【問合せ先】こども政策課 Tel.22-1500
高来支所地域総務課 Tel.32-2111

児童の健康を増進し情操を豊かにすることを目的とする児童厚生施設であり、専任の職員などから様々な遊びを教わりながら過ごすことができます。

	施 設 名	開 館 日 時	所 在 地	電話番号
1	高来東児童館	月曜日～金曜日 : 11 時～18 時 土曜日、夏休み等の休業日 : 10 時～18 時	高来町三部壺 541-1	32-5858
2	高来西児童館	※日曜日、祝日、8/13～8/15、12/29～ 1/3 は休館	高来町峰 19-1	32-5204

※学童クラブ・児童館に関する情報を「いさはや子育てネット（P54参照）」でご覧になれます。

6. すくすく広場

子育て支援に関する総合的な事業を行い、安心して子育てができる環境を形成するため、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実施し、子どもの健全な育成を図る施設です。

住 所	諫早市栄町1番1号 アエルウエスト		
電話番号	0957-46-5276	FAX番号	0957-46-5275

		開館時間	休み
1F	母子保健窓口	8:30～17:15	土日祝・年末年始
	すくすく広場ぷらす	9:00～16:00	年末年始
2F	母子相談窓口	8:30～17:00	火曜日・年末年始 (火曜日が祝日の場合は翌平日)
	ファミリー・サポート・センター		
	親子交流ホール	10:00～15:30	

■ 乳幼児相談窓口（1F）

子どもの健診や離乳食等の相談に応じます。また、ことばや心身の発達について心配・不安のある親子への相談支援を行っています。

■ すくすく広場ぷらす（1F）

■ 妊産婦相談窓口（2F）

保健師や助産師などの専門職が妊娠や子育てに関する相談に応じ情報提供を行うほか、母子手帳交付時には支援プランを作成し、必要なサービスを受けることができるように案内します。また、妊娠期や産前産後の支援のために様々な事業を実施しています。（事業の内容は P49 参照）

■ 諫早市ファミリー・サポート・センター（2F）

子育てのお手伝いをしてほしい方（依頼会員）とお手伝いをしたい方（提供会員）をつなげます。事前登録（無料）が必要です。

- ① 会員の条件 **依頼会員** ・諫早市にお住まいで、生後4カ月から小学校6年生までの子どもを持つ保護者

提供会員 ・心身共に健康で、子育て支援に興味のある諫早市にお住まいの方

※提供会員に登録した方は実際に活動いただく前に基礎研修を受講いただきます。

② 利用料金等

曜 日 等	利用時間帯	利用料金
平日	7:00～19:00	700 円／1 時間
	19:00～22:00	800 円／1 時間
土・日・休日、祝日、年末年始	7:00～19:00	800 円／1 時間
	19:00～22:00	900 円／1 時間

■ 親子交流ホール（2F）

親子で楽しく遊んだり、子育て仲間と交流したり、スタッフに子育ての悩みを相談できる場所です。楽しいイベントも開催しています。

【利用対象者】市内在住の就学前の乳幼児とその保護者、妊娠中の方

※実家が諫早市内の場合なども利用可

【予約について】予約が必要な日があります。

※すくすくおやこ手帳（P49 参照）で予約ができます。

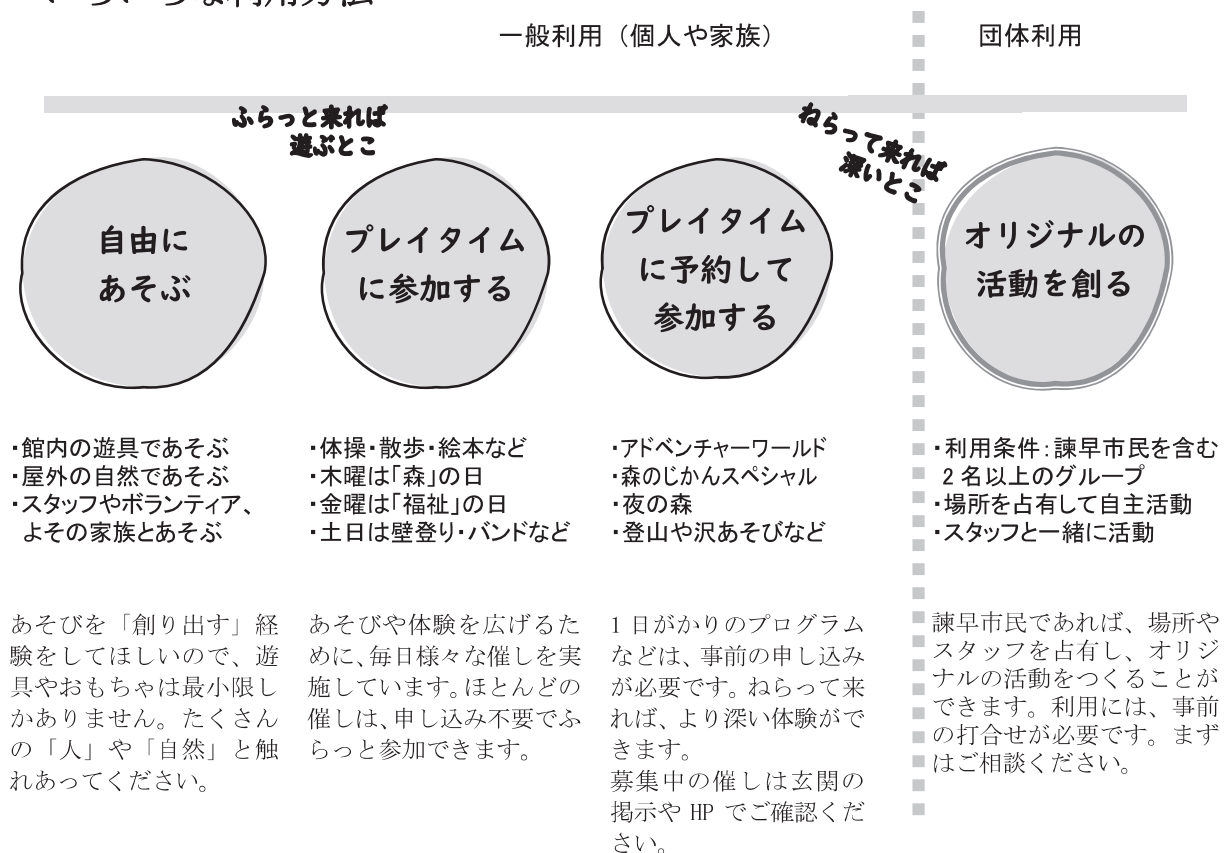
【イベントについて】いさはや子育てネット（P54 参照）及びすくすくおやこ手帳で確認できます。

7. こどもの城

こどもの城は、“レジャー施設”ではありません。子どもたちが生きる力を培うことを目指し、「人」や「自然」との触れ合いを通して、大人も子どもも共に学びあう、諫早市独自の施設です。

所在地 : 諫早市白木峰町 827 番地 2
 電話番号 : 24・8017
 開館時間 : 午前 9 時～午後 5 時
 休館日 : 毎週月曜日（月曜日が祝日・休日の場合は翌平日）
 入館料 : 無料
 駐車場 : 施設前に 110 台（第 1 駐車場）
 白木峰高原全体で 640 台（第 2～第 4 駐車場）

いろいろな利用方法



8. 予防接種

病気の発生、まん延を予防し、市民一人ひとりの健康を守るために、各種予防接種を実施します。

(1) 定期予防接種

【問合せ先】すくすく広場 TEL46-5276

予防接種の種類	対象疾病	接種対象、回数等	備 考
ロタウイルス (1価：ロタリックス) (注1)	・ロタウイルスによる胃腸炎	○標準で生後2月～出生14週6日後までの間に初回接種を行う。 2回接種 (出生6週0日後～24週0日後まで)	
ロタウイルス (5価：ロタテック) (注1)	・ロタウイルスによる胃腸炎	○標準で生後2月～出生14週6日後までの間に初回接種を行う。 3回接種 (出生6週0日後～32週0日後まで)	
ヒブ [®] (Hib)	・ヒブ [®] 感染症 (細菌性髄膜炎、敗血症、肺炎等)	○生後2月～60月に至るまで (接種開始月齢により1回～4回) ・生後2月～7月に至るまでの間に接種開始 4回接種 ・生後7月～1歳に至るまでの間に接種開始 3回接種 ・生後1歳～5歳に至るまでの間に接種開始 1回接種	
小児用肺炎球菌	・小児の肺炎球菌感染症 (細菌性髄膜炎、敗血症、肺炎等)	○生後2月～60月に至るまで (接種開始月齢により1回～4回) ・生後2月～7月に至るまでの間に接種開始 4回接種 ・生後7月～1歳に至るまでの間に接種開始 3回接種 ・生後1歳～2歳に至るまでの間に接種開始 2回接種 ・生後2歳～5歳に至るまでの間に接種開始 1回接種	
B型肝炎	・B型肝炎	○標準で生後2月～9月に至るまで (生後1歳に至るまで) 3回接種	
BCG	・結核	○標準で生後5月～8月に至るまで (生後1歳に至るまで) 1回接種	
五種混合	・ジフテリア ・百日せき ・破傷風 ・ポリオ (小児まひ) ・ヒブ [®] 感染症	○初回 標準で生後2月～7月に至るまでの間に接種開始 3回接種 (生後2月～90月に至るまで) ○追加 初回完了後6月～18月の間隔をおく 1回接種 (生後2月～90月に至るまで)	
麻しん及び風しん (注2)	・麻しん(はしか) ・風しん(三日ばしか)	○1期 生後12月～24月に至るまで 1回接種 ○2期 5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間にある者 1回接種	
水痘	・水ぼうそう	○初回 標準で生後12月～15月に至るまで 1回接種 (生後12月～36月に至るまで) ○追加 初回完了後6月～12月の間隔をおく 1回接種 (生後12月～36月に至るまで)	
日本脳炎 (注3)	・日本脳炎	○1期初回 標準で3歳 2回接種 (生後6月～90月に至るまで) ○1期追加 1期初回完了後概ね1年後 1回接種 (生後6月～90月に至るまで) ○2期 標準で小学4年生 1回接種 (9歳～13歳に至るまで)	
二種混合	・ジフテリア、破傷風	○標準で小学6年生 1回接種 (11歳～13歳未満)	
子宮頸がん予防 (HPV) (注4)	・ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん・尖圭コンジローマ等)	○標準で中学1年生に相当する年齢の女性 2回または3回接種 (小学6年生から高校1年生までに相当する年齢の女性)	
RSウイルス感染症 (妊婦)	RSウイルス感染症	○妊娠28週～37週に至るまで 1回接種	

※ 1年を通して、個別接種指定医療機関で接種できます。

※ ワクチン準備のため、必ず医療機関に事前予約をしてください。

※ 母子健康手帳を持参してください。

※ 保護者同伴で接種してください。ただし、子宮頸がん予防ワクチン(HPV)は、あらかじめ保護者が記入した予診票及び同意書を持参した場合は、保護者同伴なしで接種できます。

※ 県外で予防接種を希望される方は、償還払いの制度がありますので、事前にすくすく広場へご相談ください。

注1) 出生15週0日後以降に初回接種を行った場合に腸重積症を発症するリスクが高まるため、出生14週6日後までに初回接種を行うことを推奨しています。

注2) 1期対象者の内令和4年4月2日から令和5年4月1日生まれの未接種の方、及び2期対象者の内平成30年4月2日から平成31年4月1日生まれの未接種の方は、令和9年3月31日まで接種できます。

- 注3) 日本脳炎の予防接種については、20歳未満であって平成19年4月1日以前生まれの未接種の方は、未完了分から接種ができます。なお、13歳以上の方は、あらかじめ保護者が記入した予診票及び同意書を持参した場合は、保護者同伴なしで接種できます。
- 注4) ワクチンは、子宮頸がんを完全に予防できるものではありません。20歳を過ぎたら定期的に「がん検診」を受けることをお勧めします。

(2) 任意予防接種

【問合せ先】すくすく広場 TEL46-5276

予防接種の種類	対象疾病	接種対象、回数等	備 考
乳幼児・小学生・中学生インフルエンザ*	・季節性インフルエンザ*	<注射> ○生後6月～小学生 2回接種 ○中学生 1回接種 <点鼻液> ○2歳～中学生 1回接種	<注射> ・窓口負担（1回接種毎）1,500円 （生活保護受給者を除く） <点鼻液> ・窓口負担（1回接種毎）3,000円 （生活保護受給者を除く）

- ※ 接種期間は、10月から翌年2月末日までとし、個別接種指定医療機関で接種してください。
- ※ ワクチン準備のため個別接種指定医療機関に予約が必要です。
- ※ 母子健康手帳を持参してください。
- ※ 保護者同伴で接種してください。ただし、13歳以上は、あらかじめ保護者が記入した予診票及び同意書を持参した場合は、保護者同伴なしで接種できます。
- ※ 県外で予防接種を希望される方は、償還払いの制度がありますので、事前にすくすく広場へご相談ください。

II. 家庭福祉

1. 相談

(1) 母子・父子自立支援員

【問合せ先】子育て支援課 TEL22-1500

ひとり親家庭及び寡婦家庭に対し、その生活の向上のため必要な措置を講じ、指導、相談に応じるとともに、自立に必要な情報の収集及び提供を行い、ひとり親家庭及び寡婦の方に対し職業能力の向上及び求職活動に関する支援をする「母子・父子自立支援員」を配置しています。

(2) 長崎こども・女性・障害者支援センター

結婚、離婚、男女間のトラブル、家庭不和等、女性が抱える様々な問題や悩みの相談に対して総合的な支援を行っています。

名 称	所在地	電話番号	F A X
長崎こども・女性・障害者支援センター	長崎市橋口町 10 番 22 号	095-846-0560	095-844-1849

2. 手当・給付

(1) 児童扶養手当

【問合せ先】子育て支援課 TEL22-1500

ひとり親世帯などで児童を養育する方で、定められた所得などの要件を満たす方に支給します。支給額と支給月及び支給方法は、次のとおりです。

- ①手当月額
 - ア) 児童 1 人の場合 全額支給 48,050 円、一部支給 48,040 円～11,340 円
 - イ) 児童 2 人目以降の加算 全額支給 11,350 円、一部支給 11,340 円～ 5,680 円
- ②児童の年齢
 - ア) 児童に一定の障害がある場合 0～20 歳（20 歳の誕生日の前日まで）
 - イ) ア)以外の児童 0～18 歳（18 歳の誕生日前日以降の最初の 3 月 31 日まで）
- ③支給月 1 月、3 月、5 月、7 月、9 月、11 月
- ④支給方法 金融機関への口座振込
- ⑤支給要件
 - ア) 父母が離婚した児童
 - イ) 父又は母が死亡した児童
 - ウ) 父又は母が重度の障害の状態にある児童
 - エ) 父又は母の生死が不明な児童
 - オ) 父又は母から 1 年以上遺棄されている児童
 - カ) 父又は母が DV 保護命令を受けた児童
 - キ) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
 - ク) その他（両親が不明であるなど。）
- ⑥その他
 - ア) 状況によっては、民生委員等の事実証明が必要になる場合があります。
 - イ) その他、戸籍謄本、住民票などの添付書類が必要になります。
 - ウ) 公的年金等を受けることができる場合、差額での支給となります。

(2) ひとり親家庭自立支援給付金事業

【問合せ先】子育て支援課 TEL22-1500

ひとり親家庭の母又は父の職業能力の向上と求職活動の促進を図るため、ひとり親家庭の母又は父に対し、給付金を支給します。

■ 自立支援教育訓練給付金

- ① 対象 ひとり親家庭の母又は父
- ② 給付内容

市が指定した教育訓練給付講座※を受講することにより自立が効果的と認められる場合に、受講終了後、受講費用の 6 割相当額（上限 20 万円、ただし、専門実践教育訓練給付の対象となる講座については修業年数×40 万円 上限 160 万円、下限 1 万 2 千円）を給付します。その後、1 年以内に資格を取得し、就職等をした場合、受講費用の 8.5 割(年間上限 60 万円×修業年数※最大 4 年)で再計算し、すでに支給した差額を追加支給します。ただし、受講開始日現在において、雇用保険法による一般教育訓練給付の受講資格を有している方については、その給付額を差し引いた金額を給付します。
- ③ 注意事項

受講開始前に子育て支援課で自立に向けた計画の策定を受け、教育訓練講座の指定を受けなければなりません。また、講座の指定を受けた方でも講座終了日の翌日から 30 日以内に支給申請されないと給付金の支給を受けられません。

※ 市が指定した教育訓練給付講座とは、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座です。

■ 高等職業訓練促進給付金

- ① 対象 ひとり親家庭の母又は父
 ② 給付内容 適職に就くため、高等な技能（看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士等）に係る資格取得を目的として、養成機関において6ヶ月以上修業する場合に、修業期間の上限4年について、促進給付金を支給します。また、修学の期間の最後の12月については、支給額を4万円加算し、養成訓練修了時には、修了支援給付金を支給します。

区分	高等職業訓練促進給付金		終了支援給付金
市民税非課税世帯	※最後の12月	月額 100,000 円	50,000 円
		月額 140,000 円	
市民税課税世帯	※最後の12月	月額 70,500 円	25,000 円
		月額 110,500 円	

- ※ 事前の相談が必要ですので、修業を検討する際にご相談ください。
 ※ 各給付金の申請手続の際は、受給要件の審査に必要な戸籍謄本・所得を確認する書類、個人番号がわかるもの（個人番号カード、通知カード等）、本人確認書類（運転免許証等）が必要です。
 ※ 給付内容については変更になる場合があります。

(3) ひとり親家庭等福祉医療費支給制度

【問合せ先】子育て支援課 TEL22-1500

ひとり親家庭の方（母又は父及びその子）で、所得が一定範囲内の方に、かかった医療費（保険診療分）の一部を支給します。支給を受けるためには、資格の認定申請が必要です。

- ①対象者
 ア) 配偶者がなく、満20歳未満の子を監護している方。
 イ) 父又は母、もしくは父母がいない子で、満18歳未満又は満20歳未満の高校生。
 ウ) 配偶者からの暴力（DV）により裁判所から保護命令を受け、満20歳未満の子を監護している方
 エ) 父又は母が配偶者からの暴力（DV）により裁判所から保護命令を受けている満18歳未満の子又は満20歳未満の高校生。
- ②手続きに必要なもの
 母又は父及びその子の医療保険の資格が確認できるもの・母又は父名義の預金通帳・母子家庭又は父子家庭であることを証明するもの（児童扶養手当証書、遺族年金証書、民生委員証明など）・在学証明書又は学生証の写し（18歳から20歳未満の高校生がいる家庭）・母又は父及びその子の個人番号がわかるもの（個人番号カード、通知カード等）・母又は父の本人確認書類（運転免許証等）・配偶者からの暴力（DV）について、最寄の裁判所から保護命令を受けている方は、それを証明するもの
 ※その他、場合によって必要となる書類があります。
- ③支給の内容
 ア) 現物給付…諫早市・長崎市・長与町・時津町・西海市・島原市・雲仙市・南島原市・大村市・東彼杵町・川棚町・波佐見町の医療機関（一部除く。接骨院や鍼灸院（柔整）は対象外。）での受診の際、公費負担者番号が記載された福祉医療費受給者証を提示することで、医療機関でのお支払いが福祉医療費の自己負担額までになります。
 イ) 償還払 …医療費（保険診療分）を医療機関に支払った後、福祉医療費支給申請書に、1か月分の医療費の証明（1か月、1医療機関ごと）を記入してもらい（もしくは、領収書の原本を添付）、子育て支援課へ提出してください。支払った医療費から診療日数に応じて自己負担額を差し引き、差額分を支給（口座振込）します
- ④留意事項
 ア) 院外処方箋の薬局分は、自己負担額の差し引きがありません。
 イ) 支給申請書の提出は診療月の翌月以降からです。（各支所・出張所又は郵送でも可。）
 ウ) 支給日は、毎月月末（休日の場合は前日）です。
 ※公費負担者番号が記載された受給者証をお持ちの方が、現物給付の対象医療機関において、何らかの事情により窓口で料金を支払い、後日、償還払による申請をされる場合は、支給までに3か月程度かかることがあります。
- ⑤自己負担額
 1か月1医療機関ごとに、1日あたり800円、月額上限1,600円

(4) 寡婦等福祉医療費支給制度

【問合せ先】子育て支援課 Tel.22-1500

寡婦等の方を対象に、かかった医療費（入院分のみ）の一部を支給します。支給を受けるためには、資格の認定申請が必要です。

- ①対象者 60歳以上70歳未満で、配偶者がなく、一人暮らしの女性で所得税が非課税の方。ただし、被扶養者は除きます。
- ②手続きに必要なもの 戸籍謄本、医療保険の資格が確認できるもの、本人名義の預金通帳、民生委員の事実証明、個人番号がわかるもの（個人番号カード、通知カード等）、本人確認書類（運転免許証等）
- ③支給の内容 医療費（保険診療分）を医療機関に支払った後、福祉医療費支給申請書に、1か月分の医療費の証明（1か月、1医療機関ごと）を記入してもらい（もしくは領収書の原本を添付）、子育て支援課へ提出してください。支払った医療費から入院日数に応じて自己負担額を差し引き、差額分を支給（口座振込）します。
- ④留意事項 7) 支給申請書の提出は診療月の翌月以降からです。（各支所・出張所又は郵送でも可。）
4) 支給日は、毎月月末（休日の場合は前日）です。
- ⑤自己負担額 1日につき 1,200円

3. 家庭生活援助

(1) 母子・父子寡婦福祉資金貸付

【問合せ先】子育て支援課 TEL22-1500

ひとり親家庭及び寡婦世帯の福祉の増進、経済的な自立の助成、生活意欲の助長及び児童の福祉の向上を図るため、低金利又は無利子での各種資金貸付を行います。

■ 母子・父子福祉資金

- 貸付種類
- ア) 高等学校、専修学校（高等課程）、高等専門学校、短期大学、専修学校（専門課程）、大学、専修学校（一般課程）など修学に要する資金。
 - イ) 小・中学校、高等学校、高等専門学校、専修学校、大学への入学又は修業施設への入所などに要する就学支度資金。
 - ウ) 事業開始又は就職に必要な知識、技能習得に必要な資金。
 - エ) 配偶者のない女子及び配偶者のない男子になって間もないひとり親世帯の自立意欲の促進と、生活の安定を図るための生活資金。

■ 寡婦福祉資金

事業開始(継続)、住宅、転宅、結婚などの各種貸付制度がありますので、詳しくは母子・父子自立支援員へお尋ねください。他にも目的に応じ数種類の貸付制度があり、また、上記貸付金も含め限度額などの要件は、貸付の種類によって異なります。

※各貸付は長崎県母子・父子寡婦福祉資金審査会を通じて決定されます。

(2) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） 【問合せ先】子育て支援課 TEL22-1500

保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、「聖母の騎士園」（小長井町）、「大村子供の家」（大村市）、「光と緑の園」（大村市）などの児童養護施設等に入所させることにより、適切な保護を行います。

(3) 子育て世帯訪問支援事業 【問合せ先】子育て支援課 TEL22-1500

家事・子育て等に不安や負担を抱える子育て家庭等を訪問し、家事支援等を行います。

(4) ひとり親家庭等日常生活支援事業 【問合せ先】諫早市母子寡婦福祉会 TEL22-3358

次のような事情でお困りの時、「家庭生活支援員」を派遣し、必要な支援を行います。

- ①対象者 次の全ての条件を満たすもの
- ア) 母子家庭、寡婦又は父子家庭
 - イ) 自立に必要な講習会等の受講や疾病等の社会的な事由により一時的に生活援助もしくは、保育サービスを必要とする世帯
- ②支援内容
- ア) 生活援助サービス…対象者の居宅で家事、介護等のサービス提供
 - イ) 子育て支援サービス…対象者の居宅や講習会会場等での保育サービス
- ※利用日数は、原則として1年あたり10日以内

③利用料 (1時間あたり)		子育て支援	生活援助
	生活保護世帯、市町村民税非課税世帯	0円	0円
	児童扶養手当支給水準世帯	70円	150円
	上記以外の世帯	150円	300円

(5) ひとり親家庭学習支援事業

【問合せ先】諫早市母子寡婦福祉会 Tel.22-3358

ひとり親家庭の小学生や中学生に対して、大学生や教員 OB 等の学習支援ボランティアによる学習支援を行っています。※事前申込制（定員になり次第締め切り）

- ア) 対象者 市内在住のひとり親家庭の小学生・中学生
- イ) 日 時 中学生のみ 毎週金曜日 19:00～21:00
小・中学生 毎週土曜日 10:00～12:00
中学3年生 10月から毎週木曜日 19:00～21:00
- ウ) 場 所 諫早市社会福祉会館（諫早市新道町948）
※会場までの送迎は、原則、保護者でお願いします。
- エ) 利用料 無料（傷害保険、交通費等は自己負担）

III. 母子保健

母子、乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、健康相談、訪問指導や健康診査などを行っています。

(1) 母子相談窓口（子育て世代包括支援事業）

【問合せ先】すくすく広場

Tel.46-5276

妊娠・出産・育児に関する不安な気持ちや悩みがある親が安心して出産し子育てをすることを応援する相談窓口です。母子健康手帳交付の総合窓口でもあり、保健師等の専門職が常時駐在。

- ① プレママ相談 対象：妊婦
- ② 産後ママと赤ちゃんの健康相談 対象：出産～12月未満
- ③ 親子すくすく健康相談 対象：1歳～就学前まで
- ④ その他 要予約 火曜日休

(2) 出産子育て応援事業

【問合せ先】すくすく広場 Tel.46-5276

妊娠時から出産・子育て期まで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐため、伴走型相談支援と出産・子育て応援ギフトの支給による経済的な支援を一体的に行うものです。

対象者：申請時点で諫早市に住所がある妊娠・出産した方（他の自治体で同様のギフト（現金・ギフト）の支給を受けていない方）

内 容：出産応援ギフト	妊娠届出時に申請	妊婦1人あたり	5万円
子育て応援ギフト	出生届出後に申請	新生児1人あたり	5万円
	（こんにちは赤ちゃん訪問後など）	（双児の場合）	10万円

(3) 母子健康手帳交付

【問合せ先】すくすく広場 Tel.46-5276

妊娠中や出産の状況・子どもの乳幼児期の発育状態を、一貫して記録する健康手帳（スマートフォンを活用した「すくすくおやこ手帳アプリ」も併用いただけます）として、また、育児書として活用していただくため交付します。

対象者：医師に診断を受け、母子手帳交付を案内された方

交付場所：すくすく広場・森山保健センター・各支所・真津山出張所

その他：要予約（すくすくおやこ手帳アプリ）

(4) パパママクラス・プレママクラス

【問合せ先】すくすく広場 Tel.46-5276

新しい家族を迎える準備や妊娠、出産、育児について学ぶ教室を開催します。

- ① 対象 市内に居住する妊婦及びその家族（夫）
- ② 内容 パパママ（両親）クラスでは、お産のことや産後のこと・妊婦体験を、プレママクラスでは、妊娠中の過ごし方やお産や赤ちゃんのお世話体験等を行います。
- ③ 実施日時 パパママ（両親）クラス 月1回日曜日
プレママクラス 月1回木曜日
- ④ 場所 諫早市すくすく広場
- ⑤ その他 要予約（すくすくおやこ手帳アプリ）

(5) 妊婦健康診査

【問合せ先】すくすく広場 TEL46-5276

妊婦期の疾病や異常の早期発見又は予防のため、医療機関で健康診査が受けられます。

回数	週数	健 診 内 容
第 1 回	11 週まで	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査、超音波検査
第 2 回	12～15 週	問診、診察、血圧測定、身長・体重測定、尿化学検査、ABO 血液型、Rh 血液型、風しんウイルス抗体価検査、不規則抗体、梅毒沈降反応、B 型肝炎抗原検査、C 型肝炎抗体検査、HIV 検査、貧血、グルコース、クラミジア抗原検査、ATL 検査、子宮頸がん検診
第 3 回	16～19 週	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査
第 4 回	20～23 週	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査、超音波検査
第 5 回	24～25 週	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査、グルコース 50gct、超音波検査
第 6 回	26～27 週	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査
第 7 回	28～29 週	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査
第 8 回	30～31 週	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査、貧血、超音波検査
第 9 回	32～33 週	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査
第 10 回	34～35 週	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査
第 11 回	36 週	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査、貧血、B 群溶血性連鎖球菌検査
第 12 回	37 週	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査
第 13 回	38 週	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査
第 14 回	39 週	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査

※母子健康手帳とともに交付している妊婦健康診査受診票を医療機関に提示して受診してください。

（上記健診内容のみ公費負担）

※県外での受診を希望される方は、償還払いとなりますのでお問い合わせください。

※多胎妊娠の場合、14 回を越して行われた健康保険適用外の多胎妊娠健康診査を上限で 5 回まで助成します。（上限額あり）

※低所得の妊婦に対して妊娠判定受診費用を上限（10,000 円）まで助成します。

(6) 妊産婦・乳幼児訪問指導

【問合せ先】すくすく広場 TEL46-5276

家庭において、栄養・保健指導を必要とする、妊産婦・乳幼児（未熟児含む。）に対して、保健師や助産師、栄養士による家庭訪問を行います。

(7) 産婦健康診査

【問合せ先】すくすく広場 TEL46-5276

産後の心身の健康の保持推進のため、医療機関で、健康診査が受けられます。

回数	週数	健 診 内 容
第 1 回	産後 2 週間	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査（蛋白・糖）、 こころの健康チェック表
第 2 回	産後 1 か月	問診、診察、血圧測定、体重測定、尿化学検査（蛋白・糖）、 こころの健康チェック表

※母子健康手帳とともに交付している妊婦健康診査受診票を医療機関に提示して受診してください。

（上記健診内容のみ公費負担）

※県外での受診を希望される方は、償還払いとなりますのでお問い合わせください。

(8) 産後ケア事業

【問合せ先】すくすく広場 TEL46-5276

産婦及び乳児に対し、心身のケアや育児のサポート等を行います。

- ①内容 通所型サービス、短期入所型サービス、訪問型サービス
- ②対象 産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない産婦及び乳児

(9) 母子保健推進員活動

【問合せ先】すくすく広場 TEL46-5276

母子保健推進員は、市長の委嘱を受け、母性並びに乳幼児の健康の保持・増進を図るために、地域できめ細やかな活動をしています。85名で活動し小学校区ごとの受け持ちがあります。

- 活動内容等
 - ア) 家庭訪問：こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問)
妊婦、乳幼児訪問
 - イ) 母子保健事業に関する情報提供
 - ウ) 乳幼児健診等の受診勧奨等

(10) ベビークラス

【問合せ先】すくすく広場 TEL46-5276

乳児期の栄養、育児に関する相談、指導を保健師、管理栄養士、歯科衛生士が行います。
併せて、図書館司書によるはじめまして絵本を行います。

- ①内容 身長・体重測定、離乳食相談、育児相談、歯科指導、はじめまして絵本
- ②実施日時 各会場で異なりますので、「広報諫早」で確認ください。
- ③実施場所 すくすく広場、森山保健センター及び各支所公民館等

(11) 離乳食教室

【問合せ先】すくすく広場 TEL46-5276

離乳食等に関する相談、指導を管理栄養士が行います。

- ①内容 乳幼児期に身に付けたい食生活について
月齢に応じた個別相談で離乳食（時間帯、量、すすめ方）や生活リズムについて学びます。
- ②実施日時 「広報諫早」で確認ください。
- ③実施場所 すくすく広場
- ④その他 要予約（すくすくおやこ手帳アプリ）

(12) 乳児健康診査

【問合せ先】すくすく広場 TEL46-5276

乳児期の異常などを早期に発見するため、医療機関で健康診査を行います。

- ①対象者 乳幼児期の生後1か月、生後4～5か月（1回目）と生後10～11か月（2回目）
- ②内容 身体計測、精神・運動機能の発達など
- ③実施機関 【1か月児】県内の産科病（医）院
【4～5か月、10～11か月】県内小児科
- ④その他 母子健康手帳とともに交付している乳児健康診査受診票を医療機関に提示して受診してください。 ※県外での受診を希望される方は償還払いとなりますのでお問い合わせください。

(13) 幼児健康診査

【問合せ先】すくすく広場 TEL46-5276

成長の著しい幼児期に、心身の発育について総合診査を行い、適切な指導と相談を行います。

■ 1 歳 6 か月児健康診査

- ①対象 1 歳 6 か月～2 歳未満児
- ②内容 問診、身体計測、診察、歯科健診、歯科・栄養・保健指導、ブックスタート
- ③場所 すくすく広場・森山保健センター及び各支所公民館等
- ④受付 12 時 30 分～13 時 00 分
- ⑤その他 個人通知をします。

■ 3 歳児健康診査

- ①対象 3 歳 6 か月～4 歳未満児
- ②内容 問診、身体計測、診察、歯科健診、視覚・聴覚検査、尿検査、歯科・栄養・保健指導、心理相談
- ③場所 すくすく広場・森山保健センター及び各支所公民館等
- ④受付 12 時 30 分～13 時 00 分
- ⑤その他 個人通知をします。

(14) 歯科健康診査

【問合せ先】すくすく広場 TEL46-5276

歯・口腔に重点をおいた健診、指導を行い、口腔の健康の保持増進を図ります。

■ 妊婦歯科健康診査事業

- ①対象 妊婦（妊娠中に 1 回）
- ②内容 問診、歯周組織検査、保健指導
- ③実施機関 指定歯科医療機関（市内）
- ④その他 母子健康手帳を医療機関に提示し、受診してください。

■ 2 歳 6 か月児歯科健康検査

- ①対象 2 歳 6 か月～3 歳未満児
- ②内容 歯科健診、染め出し及びブラッシング指導、フッ化物塗布（希望者のみ）、歯科指導
- ③実施機関 指定歯科医療機関
- ④その他 個人通知をします。

■ フッ化物洗口推進事業

幼児期でのフッ化物洗口を推進するために、市内の保育所・幼稚園・こども園で、フッ化物洗口を行います。

- ①対象 4、5 歳児（年中、年長児の希望者のみ）
- ②内容 フッ化物洗口（週 5 回）

(15) 新生児聴覚検査

【問合せ先】すくすく広場 TEL46-5276

新生児の聴覚障害を早期に発見し、適切な治療・療育へつなぐため、検査費用の一部を助成します。

- ①対象者 新生児
- ②実施機関 県内産婦人科医療機関で聴覚検査(OAE 又は AABR)による聴覚検査が実施できる医療機関

※県外での受診を希望される方は、償還払いとなりますので、お問い合わせください。

(16) 子育ての専門的な支援

【問合せ先】すくすく広場 TEL46-5276

ことばや心身の発達の遅れ、育児不安のある母子等を対象(おおむね1歳～就学前)に、専門スタッフによる個別相談や集団指導を行います。(要予約)また、保護者、保育者向けに子どもの発達特性を理解し学び合う機会の提供を行います。

事業名	内容	実施場所	問い合わせ
発達支援教室	集団指導	すくすく広場	すくすく広場 46-5276
発達専門相談	個別相談 (言語・心理)	すくすく広場	すくすく広場 46-5276
		多良見体育センター	多良見支所 43-1111 飯盛支所 48-1111
		森山保健センター	森山保健センター 35-2866
		高来会館	高来支所 32-2111 小長井支所 34-2111
5歳児相談	巡回相談・個別相談	保育所・幼稚園等	すくすく広場 46-5276
保護者支援 プログラム	グループワーク	すくすく広場	すくすく広場 46-5276
保育者支援 プログラム			

(17) すくすくおやこ手帳アプリ

【問合せ先】すくすく広場 TEL46-5276

妊娠中からお子様の成長、子育てまでを一貫してサポートするアプリです。
大切な記録をスマートフォンで一元管理できるため、お子様の健やかな成長をサポートします。

IV. 子育て情報発信

(1) いさはや子育てネット

【問合せ先】こども政策課 Tel.22-1500

インターネットを通じて子育てに関する行政情報、イベント情報、施設情報、相談窓口などの便利な情報を提供しています。年齢などのライフステージ別、目的別、キーワード、マップなどで必要な情報を検索できます。

「いさはや子育てネット」アドレス <https://isahayakosodate.jp/>

The image shows a screenshot of the 'いさはや子育てネット' (Isahaya Child Rearing Network) website. The website has a header with the title and navigation icons. The main content area is divided into several sections, each highlighted with a circular callout:

- もしものときの連絡先** (Emergency contact information): Information for emergency situations or when you need to contact someone.
- こんなことで困ったら** (If you're stuck with this): Information for when you're stuck with a problem, such as not knowing where to go or what to do.
- イベントカレンダー** (Event calendar): Information about events for children and families in the area.
- 子育てMAP** (Child-rearing map): Information about facilities, parks, and other places in the area.
- 子育てナビ** (Child-rearing navigation): Information about various child-rearing services and facilities.
- 地域子育て支援センター** (Local child-rearing support center): Information about support centers for children and families.

At the bottom of the page, there is a section titled **スマートフォンからも見れます** (You can also see it on a smartphone). It includes a QR code and text explaining that the website is optimized for mobile devices, making it easy to use on a smartphone.

V. 関係機関・団体

(1) 長崎こども・女性・障害者支援センター

特別な支援を必要としている、子どもや女性、そして障害のある方々に対応できる総合的な相談・支援機関です。

医師、ソーシャルワーカー、臨床心理技術者、保健師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等、複数の専門職を配置し、心理的、医療的、福祉的見地から効果的な支援サービスを提供しています。

名 称	所在地	電話番号	F A X
長崎こども・女性・障害者支援センター	長崎市橋口町 10 番 22 号	095-844-6166	095-844-1849

(2) 児童家庭福祉団体

名 称	所在地	電話番号
諫早市保育会	小豆崎町 319-3 (にしざきこども園内)	23-5052
諫早市学童保育連絡協議会	小川町 398-1 (小栗学童クラブ さくらんぼ内)	21-4411

(3) 母子寡婦福祉団体

名 称	所在地	電話番号
諫早市母子寡婦福祉会	新道町 948 (諫早市社会福祉会館内)	22-3358

VI. 認可保育所(園)・認定こども園・幼稚園一覧

認可保育所(園) 一覧

	保育所(園)名	所在地	電話	定員	延長	一時
公立	1 諫早中央保育所	野中町 508-7	22-1096	120		○
	2 太陽保育所	堂崎町 6	26-2223	120	○	
私立	1 ともしび保育園	新道町 83-8	23-8535	90	○	
	2 すまいる保育園	西小路町 999-67	21-7771	50	○	○
	3 ふくた保育園	福田町 372-1	23-0121	120	○	
	4 なかよし村保育園	福田町 432-1	22-5311	110	○	○
	5 真生保育園	城見町 28-13	22-6116	90	○	○
	6 みたち保育園	栄田町 1098	26-3800	90	○	○
	7 こころ保育園	栄田町 42-56	56-9877	48	○	○
	8 小栗保育園	小川町 461-1	22-2595	150	○	
	9 くるみ保育園	川床町 1166	21-0767	30	○	○
	10 もはら保育園	赤崎町 212-1	22-2911	90	○	○
	11 小野保育園	小野町 676-2	23-0120	60	○	
	12 ほなみ保育園	小野島町 2057-1	23-3765	70	○	○
	13 有喜保育園	有喜町 418-2	28-2052	30	○	
	14 のぞみ保育園	中通町 35-8	28-2204	60	○	○
	15 くやまえん	久山町 1699	26-5578	40	○	○
	(分園)くやまSUN 保育園	久山町 1555	51-7067	30	○	○
	16 つぼみ保育園	小船越町 930-210	56-8626	40	○	○
	17 星の子保育園	山川町 24-3	26-9448	140	○	
	18 すこやか保育園	真崎町 734-1	51-4151	40	○	○
	19 もとの保育園	本野町 91-2	25-9310	40	○	○
	20 明教保育園	上大渡野町 33-2	25-3434	40		○
	21 長田くみあい保育所	白浜町 172	23-9404	40	○	
	22 遊びの家共同保育園	多良見町西川内 1245-1	43-6085	40	○	
	23 ルンビニーサング保育園	多良見町化屋 1824	46-3560	40	○	
	24 シーサイド保育園	多良見町シーサバ 148-10	43-3620	60	○	
	25 わくわく保育園	多良見町木床 1570	43-7222	60	○	
	26 和同保育園	高来町法川 16	32-3721	25	○	○
	27 春日園保育所	高来町東平原 195	32-3210	50	○	○
	28 深海保育園	高来町船津 418-1	32-2132	45	○	○
	29 遠竹保育園	小長井町遠竹 586-2	34-2143	20	○	○
	30 井崎保育園	小長井町井崎 588	34-2215	20	○	○

認定こども園一覧

	認定こども園名	所在地	電話	定員	延長	一時
私立	1 菜の花こども園	仲沖町 543-2	22-5784	80	○	○
	2 認定こども園サンタの家	幸町 59-1	22-7511	130	○	○
	3 キッズスクール認定こども園	宇都町 18-29	21-3122	80	○	○
	4 みやまの森こども園	城見町 31-21	22-0675	70	○	
	5 桜が丘こども園	貝津町 877-1	26-2076	120	○	○
	6 虹色こども園	貝津ヶ丘 489-14	47-6767	60	○	○
	7 にしざきこども園	小豆崎町 319-3	23-5052	90	○	○
	8 ながたこども園	長田町 2434	23-9220	70	○	○
	9 ききつるんビニーこども園	多良見町化屋 1810	46-3560	90	○	○
	10 ルンビニーこども園	多良見町舟津 1411-1	44-1403	40	○	○
	11 もりやまこども園	森山町慶師野 1884-2	35-2760	80	○	○
	12 ふたばこども園	小長井町小川原浦 562-1	34-3089	30	○	
	13 認定こども園とんぼ保育園	栄町 1-1	56-8585	60	○	
	14 かみいさはやこども園	本明町 212-1	26-5015	60	○	○
	(分園)まほろこども園	西栄田町 756-4	47-5902	29	○	○
	15 認定こども園いちご保育園	栗面町 315	22-5840	120	○	○
	16 あおぞらこども園	若葉町 416-2	26-1007	60	○	○

	認定こども園名	所在地	電話	定員	延長	一時
私 立	17 認定こども園いちご西保育園	真崎町 550-1	25-0001	60	○	
	18 認定こども園みどり保育園	多良見町野副 73	43-1512	40	○	○
	19 認定こども園中里保育園	多良見町中里 47-9	43-2938	60	○	
	20 認定こども園珠光保育園	飯盛町平古場 130-6	27-8001	90	○	○
	21 じょうこう認定こども園	飯盛町里 1893-3	49-1059	50	○	
	22 金華こども園	高来町峰 144-3	32-2182	50	○	○
	23 ひかり認定こども園	高来町金崎 759	32-2050	50	○	○
	24 清和こども園	小長井町打越 1-3	34-2109	40	○	○
	25 認定こども園鎮西学院幼稚園	西栄田町 1212-1	25-1231	57	○	
	26 認定こども園小栗幼稚園 (3 号なし)	小川町 443	23-5182	20		
	27 認定こども園西諫早幼稚園	久山町 1110	26-2760	110	○	
	28 認定こども園ふじ幼稚園	飯盛町中山 611	48-0104	35	○	
	29 認定こども園ばらの幼稚園	山川町 24	26-0225	78		○
	30 認定こども園山美幼稚園	多良見町市布 2320-76	43-0354	15		

注) 認定こども園の 1 号は直接園へお申込みください。

注) 認定こども園は 2 号、3 号のみの定員を記載しています。

	幼稚園名	所在地	電話
公 立	1 諫早幼稚園 (市)	野中町 508-7	22-2248
私 立	2 諫早純心幼稚園 (学)	天満町 32-19	22-0639
	3 英明幼稚園 諫早 (学)	白岩町 3-2	26-3952